

## まちづくりの支援制度

加古川市では文化の香り高く愛着と誇りある「ふるさと加古川」の実現を目指して、平成11年に「加古川市景観まちづくり条例」を施行しました。

この条例に基づき市では、市民・事業者・市が協力し、うるおいとやすらぎある美しいまちづくりを進め、地域のみなさんによるまちづくりに対し、様々な支援を行っています。

### 活動助成

まちづくりのルールや計画を実現するために活動を行う市民団体に対し、その活動に必要な経費（勉強会・研修会の開催経費、コンサルタントへの事務の委託費等）の一部を助成します。



鶴林寺（鶴林寺周辺地区 景観形成地区）

### アドバイザー・コンサルタント派遣

地域の目的に応じて都市計画の専門家や市職員を派遣します。市は地域のみなさんで勉強会や研修会をする際に、制度説明やまちの課題整理を円滑に行うため、アドバイザーを派遣します。また、地域のみなさんが実際にまちづくりを進める際に、長期的な技術的サポートを行うため、コンサルタントを派遣します。



まちづくりの様子

### 空き家・空き地を活かした取組み

近年、手入れなどがされず放置される空き家が増加しています。市は相談窓口の設置や所有者の指導により改善を図っています。地区計画・田園まちづくりなどのルールに沿って、空き家・空き地を公園や防災スペース等の公共的なスペースとして活用する方法を考えていきましょう。

## 都市計画提案制度

みなさんのまちづくりへの取組みを都市計画行政に反映するため、土地所有者の方やNPO法人などが用途地域や地区計画等の都市計画を県や市に提案できます。

地域の特性に応じたまちづくりを進めていただくため、有効に活用してください。



都市計画提案制度によるまちなみ（神吉地区）

### <問合せ>

#### 加古川市 都市計画部 都市計画課

〒675-8501 加古川市加古川町北在家2000番地  
TEL:079-427-9268 Fax:079-422-8192



## みんなですすめる まちづくり



みなさんのお住まいのまちには「ここを何とかしたい！」という場所がありませんか。個人で解決が難しいまちの課題も地域のみなさんで解決できる場合が少なくありません。みなさんでまちのルールを作って魅力的なまちづくりを考えていきましょう。市ではみなさんのまちづくりを支援し、みなさんと協働でまちづくりを進めています。

